

エキスパート派遣事業実施要綱



公益財団法人

堺市産業振興センター

公益財団法人堺市産業振興センター エキスパート派遣事業実施要綱

(設 置)

第1条 第1条 公益財団法人堺市産業振興センター定款（以下「定款」という。）第4条に規定する事業を推進するに当り、公益財団法人堺市産業振興センター（以下「当財団」という。）に中小企業経営支援の専門家（以下「エキスパート」という。）を登録し、エキスパート派遣事業（以下「派遣事業」という。）を実施する。

(目 的)

第2条 派遣事業は、堺市内の中小企業者が抱える様々な問題に対して、当財団が民間のエキスパートを派遣し、適切な診断・助言を行うことにより問題の解決を図り、もって経営の向上を図る中小企業者等の順調な発展・成長を促進することを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱において「中小企業」とは、中小企業支援法（平成12年4月19日法律第43号）第2条に定める「中小企業者」が行う事業をいう。

(エキスパートの登録申請要件)

第4条 エキスパートの登録申請については下記(1)～(6)すべての要件を満たすこと

- (1) 堺市内の事業所を訪問して診断・助言ができること
- (2) 次のいずれかの資格を有すること
中小企業診断士、公認会計士、技術士、税理士、弁理士、社会保険労務士、商業施設士、情報処理技術者、品質・環境マネジメントシステム審査員のいずれかの資格を有する者。
- (3) 大学、短期大学、高等専門学校において自然科学系又は工学系に属する科目の教授、助教授、講師並びに同系に属する科目に関する研究により博士、修士の学位を授与された者。
上記に掲げる資格等と同等以上のスキルを保有するエキスパートと認められること。
- (4) 中小企業への支援実績等を有すること。
- (5) 登録動機並びに専門家としての強み、中小企業支援に対する方針、戦略、抱負等から判断して登録エキスパートとして適当であると認められること。
- (6) 一定の欠格事由に該当しない方（反社会的勢力でないこと等）

(エキスパートの募集・登録)

第5条 理事長は、前条を満たすエキスパートを一定の期間を設けて募集し、当財団理事長により審査を行い、以下の基準を満たした者について、登録名簿を作成し、当財団に備えるものとする。また登録されたエキスパートの登録申請書の情報とパッケージプラン内容について当財団ホームページで公開する。

- (1) 居住地（定期的な訪問が可能なエリアか）
- (2) 保有資格やスキル
- (3) 支援実績（当センターや他の支援機関での実績）
- (4) パッケージプラン提案内容※1
- (5) 応募動機

2. 理事長が必要と判断した場合、随時募集を行なうことができる。
※1 パッケージプランとは登録申請者の得意分野で課題テーマを設定し、その課題における解決のプランをパッケージ型で提案すること。

(登録期間)

第6条 エキスパートの新規及び更新の登録期間は、4月1日から3年間とする。年度の途中において登録されたエキスパートについては当該年度の4月1日に登録されたものとみなす。

2. 提出された登録申請書を総合的に審査し、登録の適否を判断するので不採用になる場合もある。なお、提出書類については返却しない。
3. 登録者は、審査の上前条1項の基準を満たせば更新することができる。ただし、現登録期間内に派遣事業による実績が有る者について、事業実施後の企業アンケートで満足度の平均点が5点満点で3点未満の場合は更新できない。ただし、客観的にアンケート評価が妥当でないとは判断できる場合はこの限りでない。

(業 務)

第7条 エキスパートは、当財団が実施する派遣事業について、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 中小商工業振興育成のための経営診断及び経営助言
- (2) 前号に定める業務の遂行に必要な資料の収集及び調査研究
- (3) その他理事長が必要と認める業務

(エキスパートの支援活動の責任)

第8条 エキスパートの助言等は当該エキスパートの判断と責任において行うものであり、当財団は個別の支援活動等に対して責任を負うものではない。

(守秘義務)

第9条 派遣事業遂行において、エキスパート及び派遣事業に係るすべての者は、業務上知り得た企業固有の情報を他に漏らしてはならない。

(登録の抹消)

第10条 エキスパートが次の各号のいずれかに該当した場合、登録を抹消するものとする。

- (1) 登録抹消を願い出て承認されたとき。
 - (2) 心身の故障その他により、その業務の遂行に支障があると認められたとき
 - (3) 支援事業の遂行を阻害した場合
 - (4) 公序良俗又は法令に反する行為があった場合
 - (5) 理事長が不適切と判断した行為があった場合
2. 前項の規定にかかわらず、寄附行為第21条により当財団が解散した場合、エキスパートは登録を抹消される。

(対象者)

第11条 当事業の対象者は、堺市内に事業所を有している中小企業者等又は具体的なビジネスプランを有し、堺市内で創業を予定者で次の各号の要件に合致する者とする。

- (1) 経営革新を行い経営の向上を目指す意欲のある中小企業者等であること。
- (2) 経営革新など経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること。

(3) 経営診断により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること。

(自己負担金)

第12条 中小企業者等の自己負担金は、理事長が別に定めるところによる。

(報酬及び費用弁償)

第13条 エキスパート派遣の報酬及び派遣事業遂行上発生した費用の弁償は、理事長が別に定めるところによる。

(報告)

第14条 理事長は、事業の管理監督上必要があるときは、守秘義務の遵守を前提に、エキスパートに対し派遣事業遂行状況の報告を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、その都度理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 4月 1日から施行する。